主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小早川輝雄の上告趣意は、憲法三九条後段違反をいうが、刑法二五条一項 二号は、刑の執行猶予の一要件を定めたものであつて、前に禁錮以上の刑に処せら れた犯罪につき重ねて被告人の責任を問い、処罰する趣旨のものではないから、所 論は、前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四六年五月三一日

最高裁判所第三小法廷

雄	正	本	松	裁判長裁判官
剆	=	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
郷	//\	根	関	裁判官